

提言「建設産業で働く者のために」

—土木作業所で働きたいと思える労働環境をめざして—

2014年5月

日本建設産業職員労働組合協議会

－ はじめに －

日本建設産業職員労働組合協議会（日建協：加盟組合数 36、組合員数約 31,000 名）は、建設産業のホワイトカラー労働者で組織した産業別の労働組合です。日建協は建設産業に従事する組合員の労働条件の向上にむけて活動をしており、その中でも私たち建設産業で働く者が恒常的に抱える長時間労働の解消について注力しています。日建協では 1972 年以來、毎年 11 月に加盟組合員約 1 万人を対象として「時短アンケート」を実施しており、2013 年 11 月に実施した結果によると、土木工事の作業所に従事する組合員の 1 カ月あたりの所定外労働時間は、平均で 80 時間を超えています。このように常態化している現状を改善すべく、国土交通省が取り組んでいる施工円滑化にむけた施策の活用を促してきましたが、一向に改善は見られず、私たちのワーク・ライフ・バランスの実現は困難な状況にあると考えます。

東日本大震災以降、建設産業の役割は高まり、重要性も認知されていると感じます。併せて、建設の作業所に従事する技術者、労働者の不足についても注目が集まりました。震災から 10 年後となる 2020 年に東京オリンピックの開催が決定し、更なる技術者、労働者不足と今後のインフラの維持、整備についても懸念する声が聞かれます。そのような中、建設産業の技術者、労働者不足については建設産業の魅力の低下が指摘されています。その原因として、賃金水準の低さが挙げられていますが、厳しい工期や過剰な要求からくる長時間労働も原因として考えられます。低賃金と長時間労働、一方のみの解決だけでは建設産業の魅力向上や、若い技術者、労働者の入職促進にはつながら無いと考えられます。

現在、国土交通省、業界団体が一丸となり、その解決にむけて本格的に行動を開始し、建設産業の存続をめざしている事は承知していますが、日建協が 2013 年 10 月に土木工事に従事する加盟組合員を対象に実施した「土木作業所アンケート」には、建設産業の未来を憂い、建設産業の魅力を上向きさせるべく長時間労働の解消を望む声が多く寄せられました。

国民生活を下支えするインフラを構築する私たちが健康に働き、ワーク・ライフ・バランスを実現できる環境が実現し、若い技術者、労働者の入職を促し、人員不足を解消するにとどまらず、技術の伝承を確かなものとし、より質の高いインフラを構築することにも直結します。そして、建設産業の健全な発展にも寄与すると考えます。

この提言書では、土木工事に従事する組合員をはじめとする働く人たちのワーク・ライフ・バランスの実現をめざし、建設産業の持続的発展につなげていきたいという思いで、土木工事の在り方について提案をしています。是非、この主旨をご理解いただき、真摯な回答をいただけますよう、お願いいたします。

序章 提言のめざすところ

土木工事作業所において所定外労働時間は月平均 80 時間を超え、常態化しています。日建協では、国土交通省が取り組んでいる施工円滑化にむけた施策を活用して、公共工事に従事する組合員の長時間労働の解消につなげる活動をしてきました。

その中で 2013 年 10 月に、加盟組合の土木工事作業所を対象にアンケートを実施しました。このアンケート結果からは、施工円滑化にむけた施策の認知度は高まっており、施策が運用された際の効果に期待をしていることがわかりました。一方、現状では効果が発揮しきれていないため、依然として長時間労働の解消には至っていないこともわかりました。とりわけ作業所で働く組合員からは、工事着手前後における施策の運用が十分でないことが、長時間労働につながっているとの声が多く聞かれました。

今回の提言は、「条件明示と設計照査」「工事一時中止ガイドライン」「設計変更」「片務性」の 4 項目について、過去に実施したアンケート結果と併せて分析を行い、作業所で働く人々の長時間労働を少しでも解消すべく提案をさせていただくものです。

1. 土木作業所アンケート基本事項

1) 今年度の調査：「2013 年度作業所」「2013 年度全体」（「2013 年度国交省」）

| |
|---|
| 日建協加盟組合の土木工事作業所の 20% 507 作業所（うち国交省直轄作業所は 141 作業所） 2013 年 10 月 |
|---|

2) 過去の調査履歴

本書中に用いた過去の調査分の基本情報は以下のとおりです。

※2012 年度の調査：「2012 年度作業所」「2012 年度全体」（「2012 年度国交省」）

| |
|---|
| 日建協加盟組合の土木工事作業所の 20% 480 作業所（うち国交省直轄作業所は 127 作業所） 2012 年 10 月 |
|---|

※2010 年度の調査②：「2010 年度土木総合」「2010 年度土木」

| |
|---|
| 日建協加盟組合の土木工事作業所の 20% 630 作業所 2011 年 1 月 |
|---|

※2010 年度の調査①：「2010 年度作業所」「2010 年度国交省」

| |
|---|
| 日建協加盟組合における国土交通省直轄工事作業所 242 作業所 2010 年 11 月 |
|---|

第1章 アンケートからみる現状

1) 設計照査と条件明示の現状

設計業務は原則として、設計業務受注者の責任において品質を確保する必要があると考えます。しかし、設計図書と施工箇所の不一致などを含む設計図書の不具合が発生した場合、「設計図書の照査ガイドライン」により設計図書の変更がされます。

アンケートによると、4割を超える作業所で「設計図書の照査ガイドライン」が活用されていない、もしくは活用しているが、適切に運用されていない内容で回答しています（図 1-1）。また、その理由としては、「問題があった場合速やかに対応できる体制になっていない」「形だけの施策で、今までと何も変わらない」といった声が多くあげられていました。「設計図書の照査ガイドライン」は施工円滑化にむけ必要な施策です。適切な運用が望まれます。

また、設計図書の不具合が無報酬業務につながっているとの回答も多くなっています。（図 1-2）。設計図書の不具合は設計者と発注者間で可能な限り減少させておくことが望まれます。

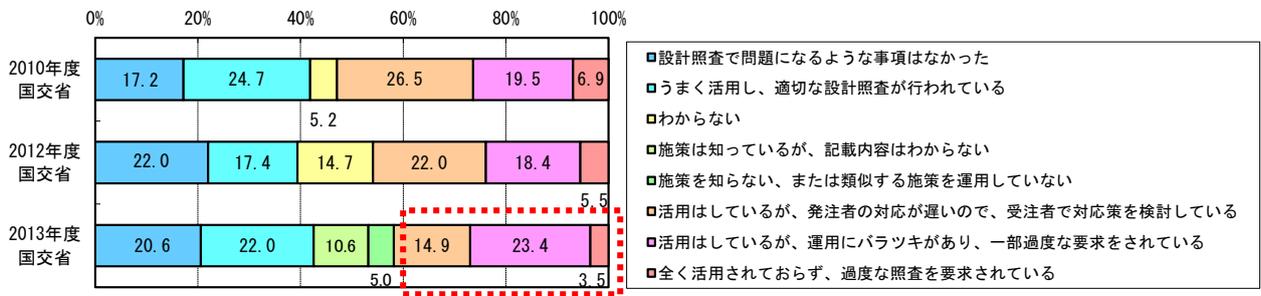


図 1-1 設計図書の照査ガイドラインを活用し、適切な設計照査業務が行われたか

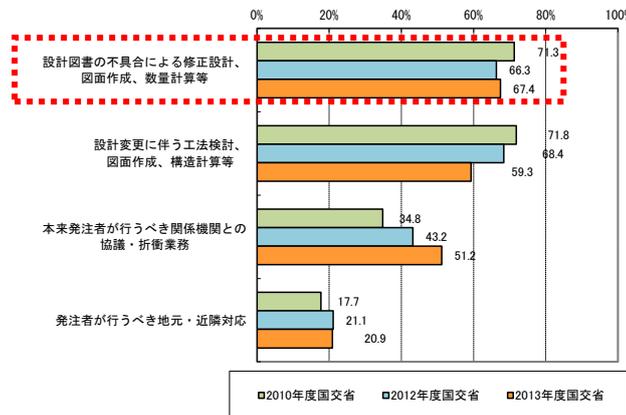


図 1-2 どのような契約にない業務や発注者が行うべき業務を行っているか
(3つ以内選択：上位4項目)

2) 工事一時中止ガイドラインの運用について

受注者側において、国土交通省の各種施策の認知度は高くなっており、工事一時中止ガイドラインの認知度も、高いことがわかります（図 1-3）。工事着手後に工事ができない事はしばしばありますが、そのような時、工事一時中止ガイドラインを運用し、状況に応じて工期の延伸が検討されるはずですが、国土交通省の作業所において工事のできない状況でありながら、3割の作業所で工事一時中止ガイドラインが適用されなかった（図 1-4）との結果になりました。

工事一時中止ガイドラインは受発注者双方で認知されているにも関わらず運用されていないとなると、工事着手時点などにおける条件変更に伴う工期の変更などにも影響を及ぼすと考えます。工事一時中止ガイドラインについて受発注者が共に理解を深め適正に運用することが求められます。

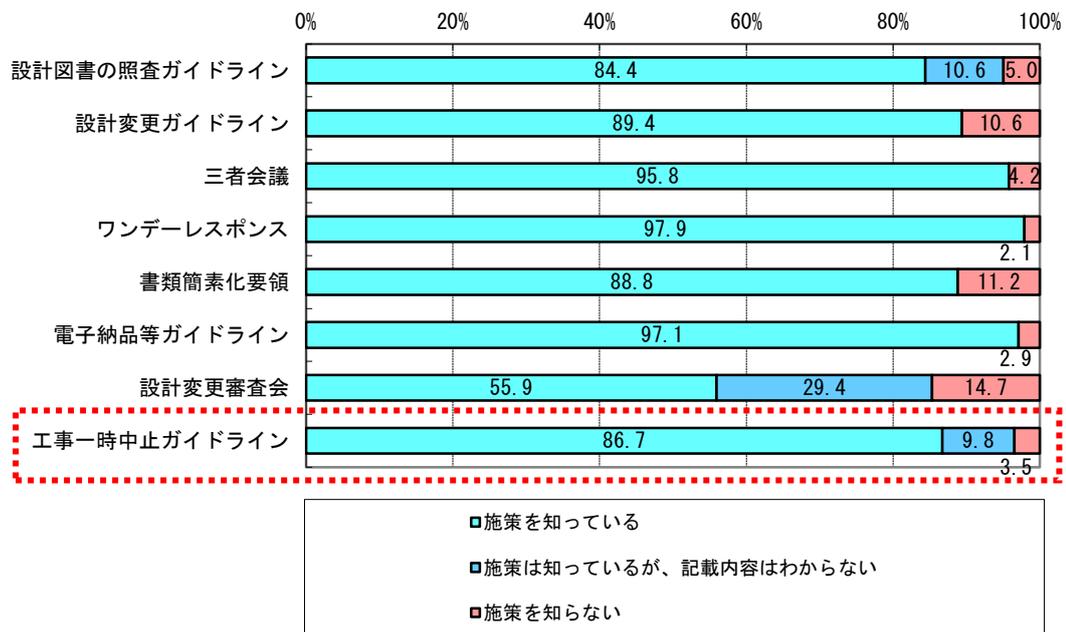


図 1-3 各種施策の認知度（2013 年度国交省）

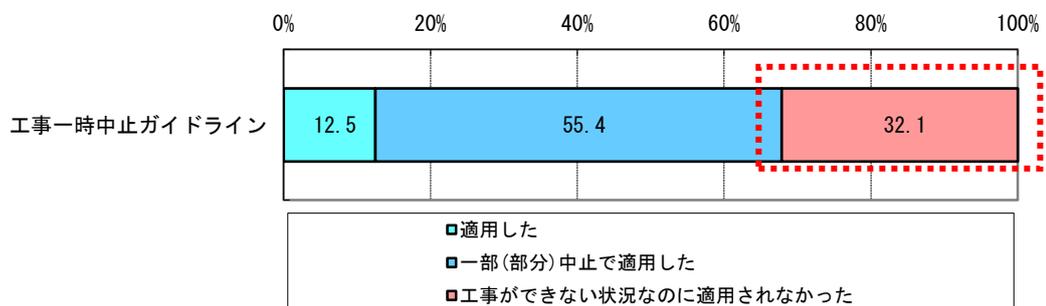


図 1-4 工事ができない状況で工事一時中止ガイドラインを適用したか（2013 年度国交省）

3) 設計変更の現状

設計変更ガイドラインについて、その活用がされていなおかつ発注者に業務分担の適正化を訴えることができている作業所は、全体の1割程度です(図1-5)。その理由として、「発注者の担当者によって運用のバラツキがある」と回答する作業所が6割を超えています(図1-6)。ガイドラインでは、工事を進めるうえで事前の条件明示を明確に行い、条件に相違が生じた場合は設計変更を行う旨の記載がありますが、担当者によってバラツキがあるということで受発注者の業務の分担化が十分に図られていないと感じている受注者が半数以上あることによって工事が円滑に進捗できない恐れもあることから、この点について配慮が必要と考えます。

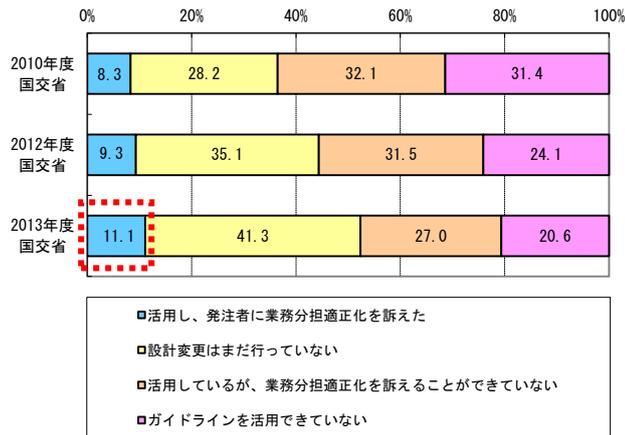


図1-5 設計変更ガイドラインを活用し、業務分担適正化を発注者に訴えることができたか

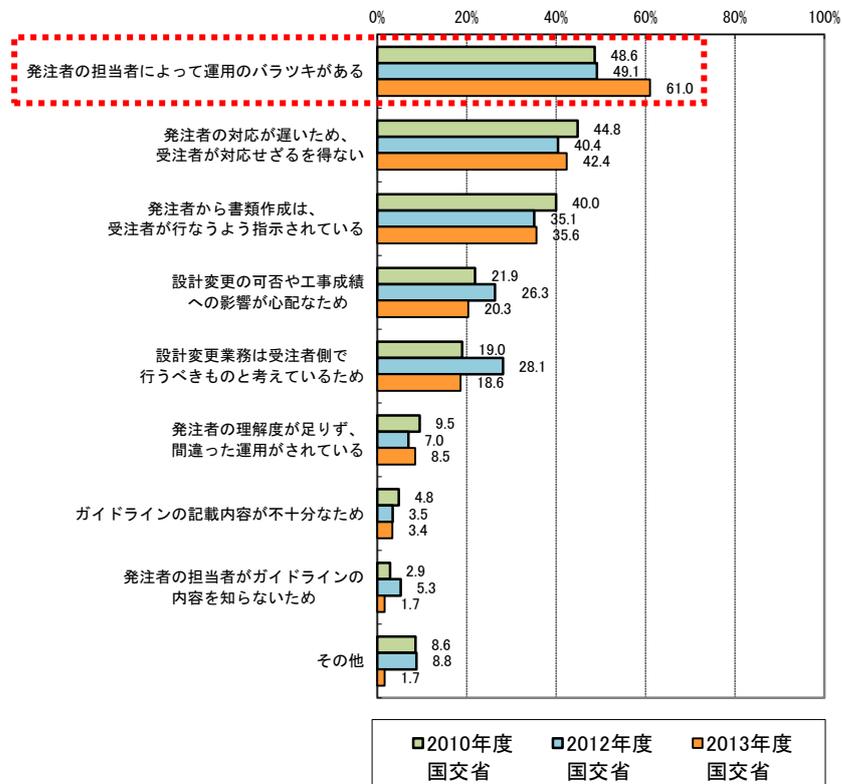


図1-6 設計変更業務分担化を発注者に訴えることができない理由(3つ以内選択)

4) 片務性

片務性とは発注者という優位的立場を利用して、受注者に理不尽な要求をおこなうことです。受発注者間には依然として片務性が存在し、それにより長時間労働につながっていることから改善が必要と考えます。

アンケート結果によれば、6割を超える作業所で受注者と発注者の間の片務性が長時間労働につながっていると回答しています（図 1-7）。またその理由については、「設計業務などの無報酬業務を依頼される」「発注者が本来行うべき業務を依頼される」といった内容の回答が高い割合を占めています（図 1-8）。

設計変更業務などの無報酬業務は、設計変更ガイドラインに基づき、受発注者間で正当な手続きが実施されなければならないにもかかわらず、多くの作業所で適正な運用がされていないだけでなく、発注者が行うべき業務を受注者が行っている状況により、片務性が存在する実態がうかがえることから、この点について提案を行う必要があると考えます。

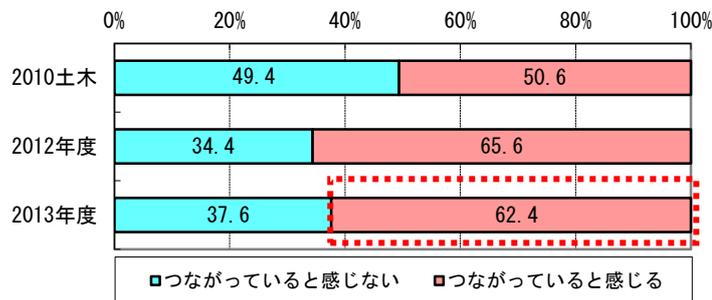


図 1-7 受発注者間の片務性が長時間労働につながっているか

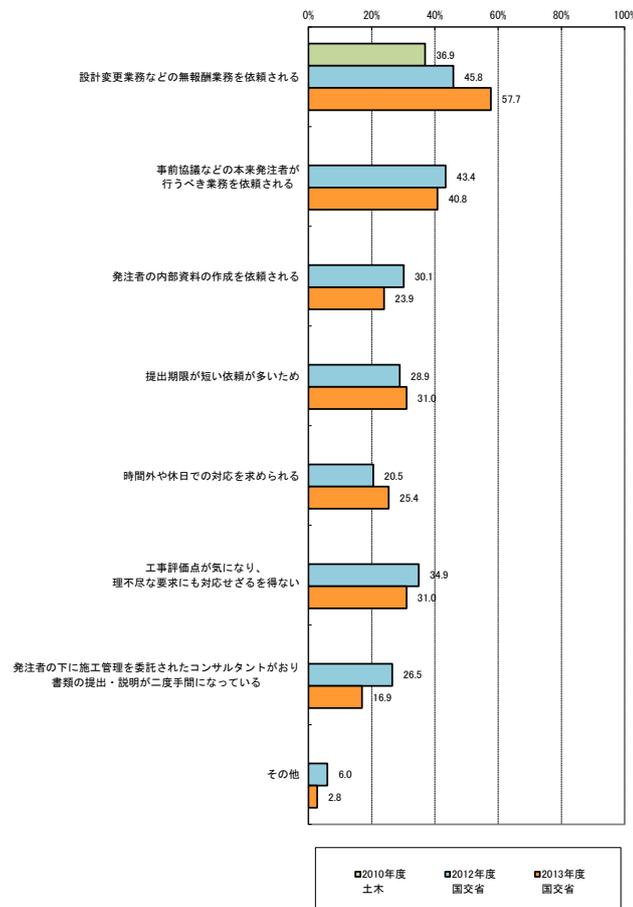


図 1-8 受発注者間の片務性が所定外労働時間の増加につながっていると感じる理由（3つ以内選択）

1) 工事発注前における準備を十分に行い、施工が円滑に進捗するよう発注業務を行うべきです。

1. 設計図書の修正などを行う際は設計照査ガイドラインに則し、対応をすると共に工期や費用の変更を実施すべきです。
2. 設計図書の不具合を減少させるべく設計者に対し対応するとともに発注者側で設計図書のチェック等の対策を講じるべきです。

<提案する理由>

アンケートによると、設計図書の照査ガイドラインが適切に運用されれば、受注者への負荷が「軽減される」「多少は軽減される」と回答した作業所は、合わせて半数を超えています（図 2-1）。そして、設計図書の照査ガイドラインでは、設計図書と工事現場の不一致が認められた場合には、受発注者間で工期又は請負代金額の変更を行うよう記載されています。しかし、前述のとおり運用する体制になっていない、運用にバラつきがあるとの声や、設計図書の不具合が無報酬業務につながっているとの回答が多くなっています。このような事を生じさせないためにも設計照査時点で設計図書の変更を行う際は設計照査ガイドラインを適切に運用すべきです。

また、設計図書の不具合を減少させるために、設計者との連携をとるとともに設計図書のチェックを充実させ、受注者にチェック記録を提示する等の対策が必要と考えます。

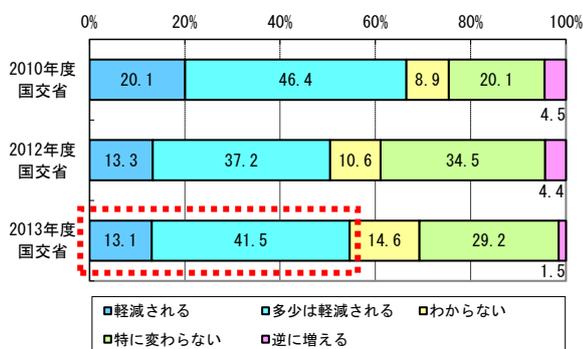


図 2-1 施策が適切に運用されれば、「設計図書の照査」に関して受注者への負荷が軽減されると思うか

2) 工事を施工できないと認められた時は、工事一時中止に係るガイドラインに則し工期の変更を適切にすべきです。

1. 工事一時中止に係るガイドラインを運用する際は、中止した期間や実状を考慮し、工期の変更を行うべきです。
2. 事前協議など、他者との調整が工事着手時点で終了していない場合は、速やかに工事一時中止に係るガイドラインに沿って工事の一時中止の指示・通知をすべきです。

<提案する理由>

作業所アンケートで工事一時中止に係るガイドラインについて聞くと、工事一時中止に係る工期の変更について、「あまり満足できる変更はしてもらえていない」「ほとんど変更はしてもらえていない」と回答する作業所が半数を超えています（図 2-2）。その理由としては、予算の執行や供用開始予定日等があると考えられますが、工事一時中止ガイドラインでは、工事ができないと認められる場合、工事を中止し、工期や請負金額の変更を行うとあります。運用の際は工事を中止した期間や実状を考慮すべきです。

また、地元協議等の事前協議が未解決なために工事に着手できないケースがあります。発注前の協議の進捗状況は受注者が把握できないので、速やかに受注者に説明すると同時に工事一時中止の検討及び指示・通知を発注者が行う必要があります。合わせてこのような場合は一部中止等の局部的措置とせず、解決策が決定するまで工事を一時中止すべきです。

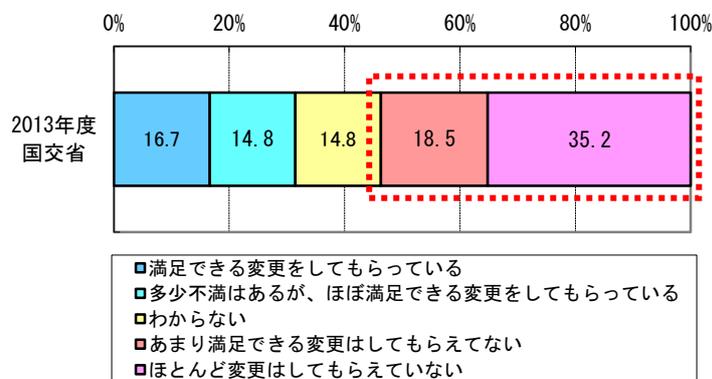


図 2-2 工事一時中止に係る工期の変更はしてもらえたか

3) 設計変更の際は受発注者の業務の分担を適正に行い、速やかに設計変更を行うべきです。

1. 工事内容の変更に際しては、受発注者間の適正な業務分担が望まれます。工事着手時点で、設計変更ガイドライン等の施策の内容について受発注者で確認するよう特記仕様書等に記載すべきです。
2. 設計変更の際には、受発注者が一同に会する場である、設計変更審査会等で、速やかに変更を行うべきです。

<提案する理由>

設計変更ガイドラインなどの国土交通省の施工円滑化にむけた施策は、受注者側の認知度も高くなっています。また、アンケートで施策が適切に運用されれば、受注者の業務が軽減されるかと聞くと、6割近くの作業所で「軽減される」「多少は軽減される」と回答しています(図2-3)。しかし、担当者による運用のバラツキも指摘されており、受注者側では業務負荷を感じています。よって、工事着手時に受発注者双方の担当で施策の運用について確認する旨を特記仕様書等に記載することにより適正な業務分担の徹底が図られると考えます。

また、アンケートによると設計変更審査会の開催状況も4割を下回っています(図2-4)。変更に関する決定権を持つ者が一同に会し、速やかに決定することで、工程への影響が少なくなり、施工の円滑化につながると考えます。

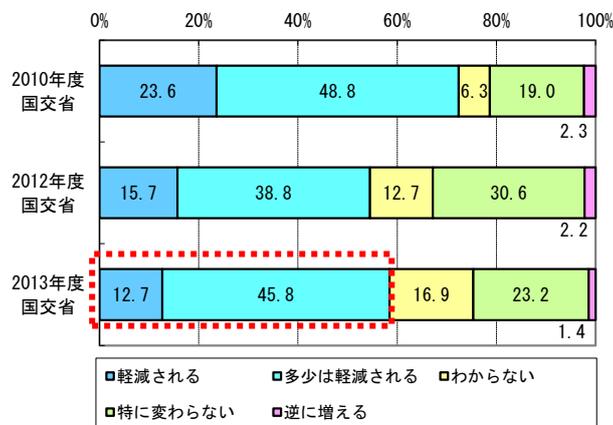


図 2-3 設計変更ガイドラインが適切に運用されれば設計変更に関して受注者の業務が軽減されるか

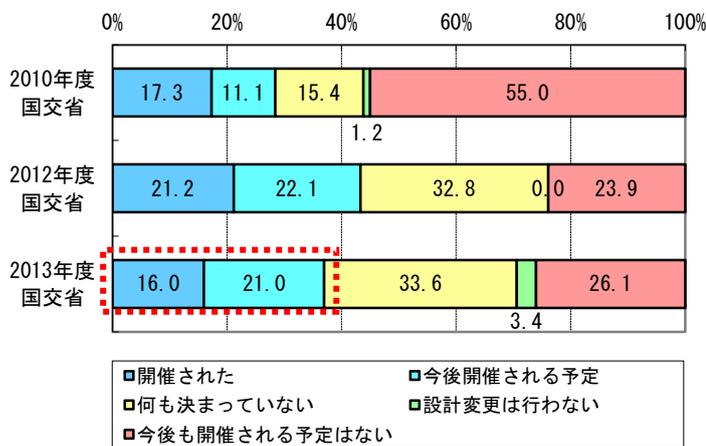


図 2-4 設計変更時に「設計変更審査会」は開催されたか

- 4) 片務性を解消し、受注者と発注者双方が対等な立場で業務を行うべきです。
 (片務性とは発注者という優位的立場を利用して、受注者に理不尽な要求をおこなうこと)

1. 依然存在する片務性の解消にむけて状況を確認し、勉強会等で解消策の周知徹底をすべきです。
2. 工事発注時点で、本来発注者が行う業務と受注者が行う業務を互いに確認し、片務性の解消に努めるべきです。

<提案する理由>

本来、発注者と受注者は対等な立場です。しかしながら、アンケートによると発注者が優位的立場を利用して受注者に仕事などを依頼する「片務性」によって長時間労働につながっているとの声がいまだに存在します。具体的には、片務性が存在すると回答した作業所のうち、半数を超える作業所で「設計図書の不具合による修正設計、図面作成、数量計算等」「設計変更に伴う工法検討、図面作成、数量計算等」「本来発注者が行うべき関係機関との協議・折衝業務」を行っていると回答しています(図2-5)。このことから契約において定められている受発注者が対等である原則を守り、片務性を解消することで労働時間の短縮につながります。

また、アンケートでは本来発注者が行うべき業務を受注者が無報酬で実施しているとの回答が見受けられます。これまでの提言内容を含め、受発注者が互いの業務分担を確認することにより、業務分担に合わない事例が発生した際に速やかに設計変更することにつながり、契約に無い業務を行うなどの片務性の解消が進むと考えます。

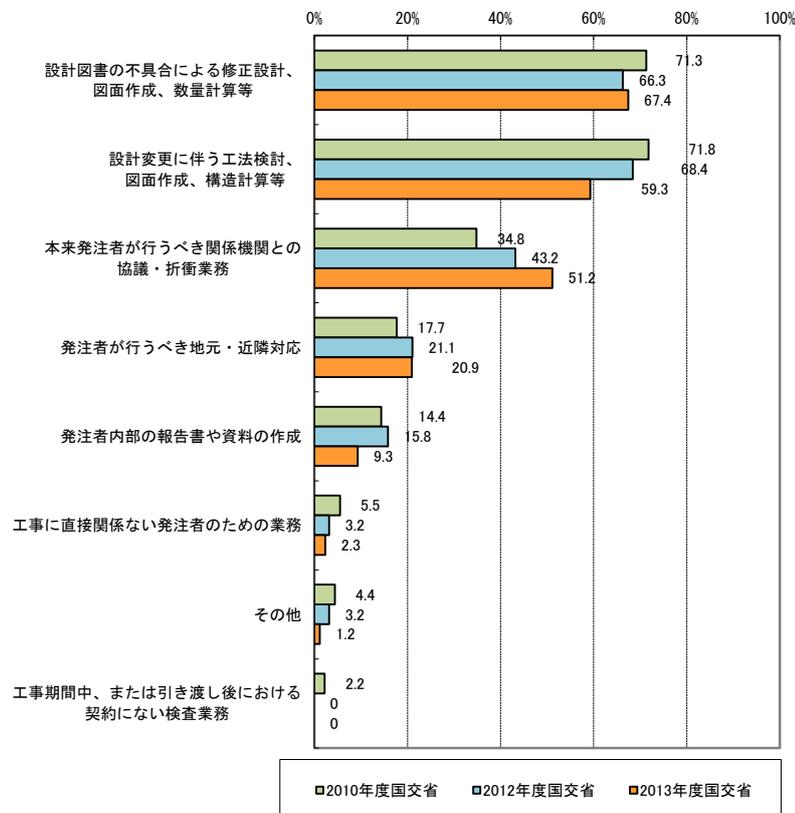


図2-5 どのような契約にない業務や発注者が行うべき業務を行っているか(3つ以内選択)

協建日